

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前								
<p>(各リスクの計算)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 規則第八十七条第二号の二及び第六十二条第二号の二に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第六の二に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合は、規則第八十五条第一項第二十三号、第六十六条第一項第六号の二若しくは第九十二条第一項第五号の二の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出た場合、又は規則第八十五条第一項第二十四号、第六十六条第一項第六号の二若しくは第九十二条第一項第五号の三の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出た場合に限るものとする。</p> <p>〔5～11 略〕</p> <p>別表第六の二</p> <table border="1" data-bbox="229 302 571 1099"> <tr> <td data-bbox="528 302 571 1099">I. 「略」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 302 528 1099">II. 最低保証リスク相当額の算出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="426 302 477 1099">1. 「略」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 302 426 1099">2. 代替的方式</td> </tr> </table> <p>次の①から③に定める基準を満たす保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合</p>	I. 「略」	II. 最低保証リスク相当額の算出	1. 「略」	2. 代替的方式	<p>(各リスクの計算)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 規則第八十七条第二号の二及び第六十二条第二号の二に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第六の二に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合は、規則第八十五条第一項第十三号の二、第六十六条第一項第六号の二若しくは第九十二条第一項第五号の二の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出た場合、又は第八十五条第一項第十三号の三、第六十六条第一項第六号の二若しくは第九十二条第一項第五号の三の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出た場合に限るものとする。</p> <p>〔5～11 同上〕</p> <p>別表第六の二</p> <table border="1" data-bbox="229 1169 571 1966"> <tr> <td data-bbox="528 1169 571 1966">I. 「同左」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="477 1169 528 1966">II. 最低保証リスク相当額の算出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="426 1169 477 1966">1. 「同左」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1169 426 1966">2. 代替的方式</td> </tr> </table> <p>次の①から③に定める基準を満たす保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合</p>	I. 「同左」	II. 最低保証リスク相当額の算出	1. 「同左」	2. 代替的方式
I. 「略」									
II. 最低保証リスク相当額の算出									
1. 「略」									
2. 代替的方式									
I. 「同左」									
II. 最低保証リスク相当額の算出									
1. 「同左」									
2. 代替的方式									

は、バック・テスティングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならぬ。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、規則第 85 条第 1 項第 23 号、第 166 条第 1 項第 6 号の 2 又は第 192 条第 1 項第 5 号の 2 の規定に基づき届け出た算出方法（規則第 85 条第 1 項第 24 号、第 166 条第 1 項第 6 号の 2 の 2 又は第 192 条第 1 項第 5 号の 3 の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

【①～⑬ 略】

3. 【略】

は、バック・テスティングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならぬ。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、規則第 85 条第 1 項第 13 号の 2、第 166 条第 1 項第 6 号の 2 又は第 192 条第 1 項第 5 号の 2 の規定に基づき届け出た算出方法（第 85 条第 1 項第 13 号の 3、第 166 条第 1 項第 6 号の 2 の 2 又は第 192 条第 1 項第 5 号の 3 の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

【①～⑬ 同左】

3. 【同左】

備考 表中の「」の記号は凡記である。